

施設園芸農家の皆様へ

燃油購入費の一部を支援します！

～由良町施設園芸農家支援事業～

コロナ禍における燃油等の価格の高騰により、農業経営に多大な影響を受けている施設園芸農家の負担を軽減するため、施設に使用する燃料費の一部を補助します。

■交付対象者

次のすべてに該当する農業者が対象です。

- ・ 令和4年4月1日において、町の住民基本台帳に記録され、又は町内に主たる事務所を有して農業を営んでおり、かつ、申請日においても、町の住民基本台帳に記録され、又は町内に主たる事務所を有して農業を営んでいる方
- ・ 令和3年分又は前事業年度分の農業収入が50万円以上あること。
- ・ 町税を滞納していないこと。
- ・ 農業用ハウス等において農産物を栽培し、加温設備等を使用していること。

■補助対象経費

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに加温設備等に使用するA重油を購入した費用

■補助額

A重油を購入した費用の15%(千円未満切捨て)

■申請方法

以下の申請書類一式を提出してください。

- ・ 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ・ 燃油購入実績がわかるもの又は領収書の写し
- ・ 燃油購入明細表(様式第2号)
- ・ 令和3年分又は前事業年度分の農業収入がわかる書類の写し

※交付決定及び額の確定後

- ・ 請求書(様式第4号)
- ・ 通帳の写し

■受付期間

令和5年2月28日(火)まで

申請・問い合わせ先

由良町役場 産業振興課

〒649-1111 由良町大字里1220番地の1

TEL:0738-65-3850 FAX:0738-65-3857